

令和7年度 十津川紀の川直轄管理事業

津風呂ダムカード印刷業務

仕 様 書

近畿農政局

南近畿土地改良調査管理事務所

第1章 総則

(適用範囲)

第1－1条 本業務はこの仕様書により遂行するものとする。

(目的)

第1－2条 本業務はダムカード（津風呂ダム）印刷（作成）を行うものである。

(請負概要)

第1－3条 本業務の作業概要は、ダムカードの印刷（作成）を行うものであり、詳細は第2－1条に示すとおりとする。

(一般事項)

第1－4条 この仕様書に掲載されている以外の一般事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務の実施順序及び方法等は監督職員と密接な調整をとり、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 業務に従事する者は、対象業務に十分な経験を有したものでなければならない。

第2章 業務内容

(業務内容)

第2－1条 本業務における作業内容及び数量は次のとおりである。

1. 印刷

- (1) 用紙 アートポスト 菊判 153 (kg)
- (2) 大きさ 縦 63mm、横 88mm
- (3) 作成枚数 3,000 枚
- (4) 種類 両面カラー印刷 P P 加工 (つやあり)
- (5) 仕上げ 角丸

2. 打合せ 初回及び納品時の2回

(貸与資料)

第2－2条 貸与資料は次のとおりである。

ダムカード（見本） データCD（Adobe Illustrator）

(貸与資料の取扱)

第2－3条 貸与資料は打合せ時に貸与するものとし、納品時に一括返納する。

第3章 成果物

(成果物)

第3－1条

提出すべき成果物及び提出部数は第2－1条のとおりとする。

また、100枚ごとに紙テープを巻き提出するものとする。

(提出場所)

第3－2条

提出場所は、近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所津風呂ダム管理所とする。

所在地：奈良県吉野郡吉野町大字河原屋 849-5

第4章 著作権

(著作権)

第4－1条

受注者が本業務により取得した著作権及び版権は発注者が継承するものとする。

第5章 契約変更

(契約変更)

第5－1条

契約変更に係る受注者と発注者との協議事項は次のとおりとする。

- (1) 第2－1条に示す業務内容及び数量に変更が生じた場合。
- (2) 履行期間に変更が生じた場合
- (3) その他